

委員会提出議案第 1 号

山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 6 月 2 4 日 提出

提出者 議会運営委員長 大 井 淳一郎

山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則

山陽小野田市議会会議規則（平成 1 7 年山陽小野田市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 8 条第 1 項中「議事の記録は、」を「会議録のうち、特に秘密を要すると議決した部分は、これを」に改め、同条第 2 項中「秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する」を「前項の規定により公表しない部分については、秘密を要する」に改める。

第 1 1 2 条第 1 項中「議事の記録は、」を「記録のうち、特に秘密を要すると議決した部分は、これを」に改め、同条第 2 項中「秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する」を「前項の規定により公表しない部分については、秘密を要する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山陽小野田市議会会議規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(秘密の保持)</p> <p>第48条 秘密会の<u>会議録のうち、特に秘密を要すると議決した部分は、これを公表しない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により公表しない部分については、秘密を要する限り、他に漏らしてはならない。</u></p>	<p>(秘密の保持)</p> <p>第48条 秘密会の<u>議事の記録は、公表しない。</u></p> <p>2 <u>秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。</u></p>
<p>(秘密の保持)</p> <p>第112条 秘密会の<u>記録のうち、特に秘密を要すると議決した部分は、これを公表しない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により公表しない部分については、秘密を要する限り、他に漏らしてはならない。</u></p>	<p>(秘密の保持)</p> <p>第112条 秘密会の<u>議事の記録は、公表しない。</u></p> <p>2 <u>秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。</u></p>

ただいま上程されました議案 1 件について御説明します。

委員会提出議案第 1 号は、山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてです。

改正の主な理由は、本会議又は委員会を秘密会とした際に、「議事の記録は、公表しない」と規定しているものを、「会議録のうち、特に秘密を要すると議決した部分は、これを公表しない」、「記録のうち、特に秘密を要すると議決した部分は、これを公表しない」と改めることで、山陽小野田市議会基本条例第 25 条に規定された「情報の公開」及び山陽小野田市情報公開条例第 9 条に規定された「公文書の公開義務」との整合性を図るためです。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。